

危険物新聞

第 6 2 7 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集人 三好 治 雄

発行人

大阪市西区新町1丁目5番7号
四ツ橋ビル

TEL 06(6531)9717・5910

定価 1部 60円

安全研修会開催

2月28日(火) 大阪府商工会館で



講演される藤原好一副参事

(財)大阪府危険物安全協会では、大阪市危険物安全協会と共催のもと、2月28日(火)、午後1時30分より大阪府商工会館(大阪市本町)において安全研修会を開催しました。

大阪市消防局設備保安課の副参事藤原好一氏を講師に招聘し、「危険物規制の動向」及び「化学災害事故事例とその教訓」についての安全研修会を行ないました。最近の危険物施設の事故発生状況や危険物に起因する事故防止に関する基本指針について統計や法令改正等の最近の動向を紹介され、液晶ビジョンを駆使し分かりやすい講演を行なっていただきました。当日参加されました約200名の府下消防関係者並びに事業所関係者は終始熱心に聴講され、有意義な研修会となりました。

第1回 危険物取扱者試験

4月23日(日) 商大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成18年度第1回危険物取扱者試験を4月23日(日)、東大阪市の大阪商業大学で次のとおり実施します。

試験日	4月23日(日) ・乙種4類(午前・午後) ・丙種(午後)
試験会場	大阪商業大学(東大阪市)
願書受付期間	3月15日(水)～3月28日(火)
願書受付 (郵送又は持参)	(財)消防試験研究センター 大阪市中央区谷町2-9-3 ガレリア大手前ビル2F TEL 06-6941-8430

※ 試験当日の会場集合時間は次のとおりです。

- ・午前……9時30分(試験開始10時より)
- ・午後……13時(試験開始13時30分より)

合格への近道 受験準備講習会について

(財)大阪府危険物安全協会では、平成18年度第1回危険物取扱者試験が大阪商業大学で実施されることに伴い危険物取扱者の資格取得のための受験準備講習会を次のとおり開催します。



ボックス式 危険物貯蔵庫

簡単に設置可能な少量危険物屋外貯蔵庫です。



指定数量未満対応1坪タイプ
外形寸法:W2,150×L1,500×H3,070

¥682,500 (税抜65万円)

■表示価格は本体のみ。別途、運搬設置費等が必要です。
他に指定数量10倍以下対応2坪タイプもございます。

大和ハウスグループ・東証一部上場


大和工商リース株式会社

特徴

- 1.現場施工はクレーンでの据付のみでスピーディ
- 2.ボックス式で、移設も可能
- 3.必要な設備は標準装備済み
(ベンチレータ、留めマス、鋼板製床等)

本 社 〒540-0011 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ビックビル
資料請求・お問い合わせは TEL (06) 6942-8020

ホームページ <http://www.daiwakosho.co.jp/>
アドレス

価格有効期限: 2005年12月31日まで

〔第1回受験準備講習会は、府下6会場で〕

準備講習会は、乙種4類及び丙種について府下6会場で実施します。(詳細については8頁参照のこと)

当講習会では過去に出題された問題や傾向を詳細に分析し行なっております。

また、各講師陣も的をしぼった分かりやすい講義を行なっていますので、受講者は毎回高い合格率を修めています。

受講申込方法について

この準備講習会の受付につきましては、今年度より郵便払込とインターネットによるEメール(銀行振込)受付により実施しています。

また、年度を通じて、第1回～第5回の受験準備講習会をいつでも随時に受付を行うこととしました。

(1) 申込期間

- ① 常時受付いたします。
ただし、ご希望の講習日(各コースの初日)の1週間前までに当協会必着をお願いします。
- ② 各講習会場とも定員制のため、満席の場合は受付できませんのでお早めにお申込みください。

(2) 申込方法

- ① 郵送によりお申込みされる場合
 - a 受講申込書を消防署等でもらってください。
受講申込書「危険物取扱者試験 受験準備講習会のご案内」は、大阪府下の各消防本部及び各消防署予防課にあります。
受講申込書に必要事項をご記入の上、払込用紙「郵便局専用」を切り離して、受講料及びテキスト送料の合計金額を郵便局窓口(窓口取扱時間午後4時まで)で払込んでください。(その際、手数料が別途必要となります。また、機械による払込みでは受付できませんのでご注意ください。)
 - b 郵便局で払込んだ「郵便振替払込受付証明書(お客さま用)」: **準備講習会受講申込書添付**

用、下部に赤マークのついたもの」を受講申込書に貼り付けて、所定の申込用封筒(オレンジ色)で郵送してください。(市販の封筒を使用していただいても結構です。)

- c 受講申込書が到着次第、受講券とテキストを送付いたします。
(平成18年3月27日(月)頃からの発送となります。)

② インターネットでお申込みされる場合

当協会ホームページの「危険物取扱者試験受験準備講習案内」欄をご利用ください。

◇当協会ホームページのURL

(<http://www1.odn.ne.jp/~aav74830>)

◇検索して入る方法

- ・危険物→全国危険物安全協会→協会案内→各都道府県の危険物安全協会→近畿→当協会ホームページ
- ・全国危険物安全協会→新着情報 危険物取扱者試験準備講習→近畿→大阪府・詳細→当協会ホームページ

③ 持込受付される場合

- a 平成18年3月27日(月)からご希望の講習日(各コースの初日)の前日まで当協会事務所(大阪市西区新町1-5-7、四ツ橋ビル8F)で受付いたします。(ただし、土・日及び祝日は受付いたしていません。)
- b 申込手続は代理の方でも結構です。

(3) 受講料及びテキスト送料(消費税を含んでいます)

種 別	会 員	会 員 外
甲 種	16,800円 送料 500円	18,900円 送料 500円
乙種4類	1~6コース 12,600円 送料 500円	14,700円 送料 500円
	土日コース 13,650円 送料 500円	15,750円 送料 500円
丙 種	6,300円 送料 500円	7,350円 送料 500円

お好きな色を…!

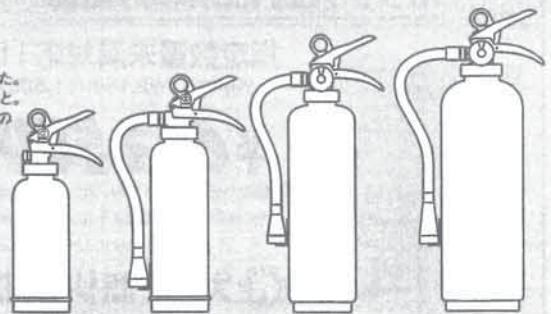
お客さまの声をカタチにできるプランナーを目指します。

おかげ様で100年の長きにわたり消火器・消火設備の総合メーカーとして歩むことができました。長い歩みを振り返り、私たちが考える将来の企業像は「もっとお客様に近い会社」であること。謙虚な気持ちで原点に立ち戻り、お客様のニーズに合った商品開発・ご提案を通じて、社会の利益に貢献したいと考えています。

HATSUTA

株式会社 初田製作所

本 社 〒573-1132 大阪府枚方市田原田道2-5 TEL (072) 856-1291
東京支社 〒140-0013 東京都品川区南大井2-8-3 TEL (03) 5471-7411
関西支社 〒555-0012 大阪府西淀川区平野1-5-47 TEL (06) 6473-4870



- (注) 1. 受講料には、テキスト代を含みます。
 2. 大阪府危険物安全協会加盟協会会員(会員事業所の社員を含む)は会員価格となります。
 3. 大学、高校及び各種専門学校(学生)については学生割引として受講料は会員扱いにいたします。

学生証のコピーを受講申請書に添付して送付してください。
 持込受付される場合は、申込時に学生証(コピー可)を提示してください。

平成17年度 第5回試験結果 甲種 47.7%、乙種4類 38.6%

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成17年度第5回危険物取扱者試験を平成18年2月12日(日)、大阪府立大学(堺市)で実施しましたが、その結果を3月3日に発表されました。

試験区分別の合格率は、次のとおりです。

危険物取扱者試験結果

区分	受験者数	合格者数	合格率
甲種	386	184	47.7%
乙種1類	86	72	83.7%
乙種2類	130	98	75.4%
乙種3類	81	51	63.0%
乙種4類	2,657	1,026	38.6%
乙種5類	101	89	88.1%
乙種6類	137	106	77.4%
丙種	603	394	65.3%

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

(H17年11月実施分)

消防危第25号、平成18年1月23日付
 消防庁 危険物保安室

昨年の11月に全国で移動タンク貯蔵所等の立入検査が重点的に実施されてきましたが、消防庁危険物保安室ではその検査結果をまとめ各都道府県や関係機関に保安室長名で通知(消防危第25号、平成18年1月23日付)しました。

それによりますと移動タンク貯蔵所等危険物運搬車両の基準不適合の割合は19.72%となっております。ここ5年間については以前横ばい状態で違反率の高い水準で推移しています。

以下にその要旨を掲載いたしますので、移動タンク貯蔵所等の危険物運搬事業所等関係者の皆様は注意を

喚起されると共に一層の安全対策の徹底をお願いいたします。

記

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故防止のため、移送については下記2、運搬については下記3に掲げる事項について安全の確保を図る。特に、今回の立入検査の結果をふまえ、移動タンク貯蔵所に係る事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、1に掲げる事項を重点事項として、安全確保の徹底を図る。

1 重点事項

- (1) 重大な事故につながるおそれのあるマンホールふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (2) 電気設備、接地導線の不良の発生(断線等)を防止するため維持管理の徹底
- (3) 完成検査済証、点検記録等の車両への常時備え付け

2 移動タンク貯蔵所関係

- (1) 移動タンク貯蔵所の維持管理に関する事項
 - ア 移動タンク貯蔵所の定期点検の実施と、その結果の車両への備え付け特に5年以内の期間ごとの水圧試験の実施
 - イ 必要な消火設備(消火器は2個以上)の設置と維持管理
 - ウ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識の適正な掲示と維持管理
- (2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項
 - ア 危険物取扱者の乗車及び移送前の危険物取扱者免状携帯の確認
 - イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習の受講確認と、危険物取扱者の計画的な保安講習の受講
 - ウ 移送前の点検及び移送に際しての保安措置の励行等、移送の基準遵守の徹底
- (3) その他
 - 必要なイエローカードの携行の徹底。

3 危険物の運搬車両関係

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両の標識及び消火器の設置とその点検等維持管理の徹底
- (2) 運搬前に、容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等、法令に定められた積載方法の確認徹底
- (3) 必要なイエローカードの携行の徹底等

移動タンク貯蔵所の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消 防機 関数	実施 場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機 関との 協力状 況	
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	認 議 状 況 不 良 車 両 数		
			うち他 行政庁	(a)	うち他 行政庁	(b)	うち他 行政庁	(a+b)	うち他 行政庁						
道路上	645	938	3,185	1,984	790	491	14	9	804	500	475	95	15	有 無	926 11
常置場所	418	5,152	12,421	78	2,250	24	39	1	2,289	25					
危険物の 積みおろ し場所	69	248	1,233	361	147	48	1	1	148	49	144	27	1		
その他	253	817	8,084	84	1,706	18	7	0	1,713	18	289	19	0		
合計	※ 801	7,155	24,923	2,507	4,893	581	61	11	4,954	592	908	141	16		

- (注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は「道路上」での実施の区分とした。
実施場所「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積み下ろし場所以外の場所をいう。
- (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所においては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両においては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- (4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。
- (5) ※の「実施消防機関数：」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車 両数	不適合車 両数等	不適合 率(%)	実施車 両数	不適合 車両数	不適合 率(%)	実施車 両数	不適合 車両数	不適合 率(%)
平成13年度	27,841	5,461	19.61	1,070	156	14.58	28,911	5,617	19.43
平成14年度	27,527	5,427	19.72	948	154	16.24	28,475	5,581	19.60
平成15年度	26,036	4,931	18.94	892	121	13.57	26,928	5,052	18.76
平成16年度	24,723	4,922	19.91	943	136	14.42	25,666	5,058	19.71
平成17年度	24,923	4,954	19.88	908	141	15.53	25,831	5,095	19.72

(注) 「不適合車両数」には、無許可車両数を含む。

地下タンク漏洩点検装置&遠隔在庫量計

(財)全国危険物安全協会
認定番号12・13号

- ・日本初の常時漏洩監視設備の認定を取得しましたので、液相部点検の費用は要りません。

- 特長1. 地下タンク定期点検の液相部の業者による点検は不要です。
2. タンク在庫量表示は1リットル単位までの正確な在庫量を計測します。
3. ローリーの受入れを自動検知して1リットル単位までの正確な入荷量を計測します。
4. 今までの残湯量(グロス)と温度補正量15℃(ネット)の正確な在庫管理ができます。
5. 油量の過剰注入・上限・下限・下限界・注文・水混入・高水位などを警報で知らせます。
6. FF・SF地下タンクの漏洩検知設備の併用が可能で損失を未然に防ぎます。
7. パソコンとの接続で、地下タンクの全てのデータがパソコンに直接取り込めます。

地下タンク点検の事ならお任せ下さい!
フリーダイヤル 0120-016889
<http://www.nssk.co.jp/>

日本スタンドサービス株式会社
〒578-0911 本社/大阪府東大阪市中新開2-11-17
TEL: 0729-68-2211 FAX: 0729-68-3900



3 基準不適合車両の項目別内訳

	項 目	不適合車両数		増減数			
		17年度	16年度				
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	許可品目以外の貯蔵 (令24条1号)	35	38	-3			
	貯蔵、取扱の不備による漏えい等 (令24条8号、令26条1項7号)	61	46	15			
	基準不適合 (法10条3項)	マンホールのふた不適合	13	17	-4		
		完成検査済証等備え付け義務違反 (令26条1項9号)	744	644	100		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条~27条(上記の各項号を除く))	128	216	-88		
	小 計		968	944	24		
	設備等の基準 維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合 (令15条1項1号)	130	92	38		
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	273	310	-37	
			変形、破損	20	28	-8	
			漏えい有	0	1	-1	
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	その他	64	45	19	
			変形、破損	49	61	-12	
			機能不良	64	71	-7	
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9~12号)	その他	57	84	-27	
			変形、破損	45	47	-2	
			漏えい有	4	3	1	
		電 気 設 備	電気設備、接地導線の不良等 (令15条1項13号、14号)	機能不良	153	167	-14
				その他	145	139	6
	表示、標識の未揭示等 (令15条1項17号)		未揭示、不足	98	93	5	
			その他	527	468	59	
消火器の未設置等 (令20条)	未設置、不足		89	97	-8		
	その他		650	689	-39		
その他の設備等の基準不適合 (令15条1項(上記各号を除く))	462		529	-67			
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条2項)	18		1	17			
IMDGコード不適合	0		1	-1			
給油タンク車の特例基準不適合 (令15条3項)	1		16	-15			
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条4項)	0	6	-6				
小 計	3,589	3,596	-7				
移 送 の 基 準 不 適 合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車 (法16条の2・1項)	10	18	-8			
	運転要員不足 (令30条の2・2号)	1	4	-3			
	危険物取扱者免状不携帯 (法16条の2・3項)	68	74	-6			
	その他の移送基準に係る不適合 (令30条の2・1号及び3~5号)	15	11	4			
	小 計	94	107	-13			
定 期 点 検	定期点検に係る義務違反 (法14条の3の2)	1,802	1,800	2			
	水圧試験未実施	841	830	11			
	危険物取扱者の保安講習義務違反 (法13条の23)	747	769	-22			
合 計		7,200	7,216	-16			
危 険 物 運 搬 車 両	運搬容器の技術上の基準不適合 (令28条)	10	15	-5			
	積載方法基準不適合 (令29条)	取納、表示不適合 (令29条1号、2号)	11	14	-3		
		漏えい有	0	0	0		
		積載不適合 (令29条3号、4号、7号)	27	35	-8		
		被覆不適合 (令29条5号)	1	0	1		
		混載不適合 (令29条6号)	0	0	0		
	小 計	39	49	-10			
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標 識	未揭示、不足	14	19	-5	
		(令30条1項2号)	その他	15	13	2	
		消 火 器	未設置、不足	43	38	5	
(令30条1項4号)		その他	43	50	-7		
その他		18	21	-3			
小 計	133	141	-8				
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	13	11	2			
合 計		195	216	-21			

安全への道 59

不注意ってなに

財大阪府危険物安全協会
専任講師 三村 和男

こんな経験をされたことはないだろうか。スイッチを切ったのですぐに止まると思って手を出す、2つのことを同時に手掛けていて、つい一方がおろそかになる、事前の準備と確認を怠った。

これらは、ややもすると「不注意」と一括され、「注意しよう」ですまされてはいないだろうか。そうだとすると不注意が原因で、注意しようが対策である。

不注意とは、それほど単純ではない。そもそも不注意は結果であって原因ではない。この認識を間違えると不注意に対する有効な対策もたてられない。

したがって、不注意をなくすには、不注意を誘い出す背景要因を追求し、その要因について対策を考えねばならない。

そのためには、注意には次の4つの特徴があることを知る必要がある。

- ①よく見える範囲は狭い……目を向けていると視野に入るすべてが見えている気になるが、実は視野の中心部の狭い範囲(中心から4~5度)しかはっきり見えていない(注意の方向性)。
- ②注意は常に変動する……一点にだけ注意を集中、維持することはできない。多くのことが瞬時々に頭をよぎっており、いつの間にか不注意が現われる(注意の変動性)。
- ③2つのことを同時に注意することは難しい……あるものを凝視しているときには、音は聞き分けら

れないし、逆に音に集中すれば視線の中心にあるものでもよく見えない(注意の選択性)。

- ④問題意識の持ち方によって得られる情報は違ってくる……見ることに集中していると、耳からの情報は抑さえられてしまう。自分に都合のよい情報は入りやすい(注意の情報性)。

このように、われわれは注意と不注意とが同居する環境の中で行動しているのである。

では、注意力を上げるにはどうするか。注意力の前提となる高い意識レベルが必要であるが、それを常に維持することは難しい。つまり注意力だけに依存することには限界がある。

不注意は、体調など本人の原因によることもあるが、人を取り巻く周辺条件、つまり設備、環境、管理の影響を受けるのである。したがって、不注意をなくしていくには、これら不注意の背後要因について考えなければ真に有効な対策はとれない。これは不注意を含むヒューマンエラー防止の基本的な考え方である。背後要因の対策について簡単に触れておこう。

設備については、故障とか、操作を誤ったとき、危険ではなく、安全側へ移行できるようフェールセーフ(故障対策)、フェールセーフ(誤操作対策)をする。これらの安全対策もときには、作業がしやすいよう勝手に外されてしまうことがあるので、特に重要なものについては、勝手にいじくれないような対策(タンパーブーフという)が必要である。

作業については、人間の能力の限界と特性を考慮した作業方法、手順にする。作業量が過大であってはならないし、作業手順や操作具などは、人間の自然なふるまい(普通の人なら誰もがそうするであろうこと)に合致したものにします。

また、作業上の注意に関する掲示板などは、注意の特性を考慮し、見やすく、分かりやすく、ポイントだけを簡潔に書いておく、つまり読ませる工夫が必要。

地下貯蔵タンク等の漏れの点検はお済みですか？

～平成16年4月1日 法令改正施行～

地下に埋設されたタンクおよび配管の腐蝕を発見することは大変難しく、もし、発見が遅れば大量の漏えい事故につながります。地中に拡散した油等の、回収はとても困難であり、タンクを掘り起こし周囲の土をすべて入れ換えざるを得ない場合もでてきます。このようなことから「地下貯蔵タンクおよび地下埋設配管に係る定期点検(漏れの点検)」の基準が見直され施行されることになりました。



OIL & MAINTENANCE

山田砥油株式会社

〒578-0912 東大阪市角田1丁目8番26号

Tel. 0729-62-4777

Fax. 0729-62-4778

http://www.ymd-o.co.jp

各種燃料油販売/危険物施設工事/危険物施設法定点検/危険物貯蔵所等中和洗浄工事/廃油スラッジ等処分

細かく書き過ぎ、誰にも読まれそうにないものがある。

作業環境については、温度、湿度、騒音、ガスなどに配慮した適切な環境を整備する。環境もエラーの誘因の一つである。

不注意など人間が犯かすエラーは様々であり、エラーに起因する事故、災害はなかなか減らない。

今からおよそ2000年もの前、ローマの賢人Kikeroが「人は誤りを犯かすものである」と明言したといわれている。しかし、人間には機械にはない優れた面がある。機械は反省しないが、人間は反省し、改善できる。ただ優れた面を生かせるかどうかである。現場で起きる不注意に注目しよう。きっと新たな発見があるだろう。

地区協会ニュース

松原市火災予防協会の活動

松原市火災予防協会
会長 石橋 総太郎



松原市文化会館で開催された松原市制施行50周年記念防火クラブ大会(一部式典)

本協会は、昭和42年4月に発足し、松原市から火災を根絶させるため、消防本部の施策の推進に協力するとともに、事業所における防火防災意識の向上を図ることを目的として、様々な事業を実施してまいりました。

事業内容としまして、平成16年7月に非医療従事者による使用が認められ、空港や、スポーツ施設、また官公庁等多くの公共施設に設置が進められているAED(自動対外式除細動器)の普及のため、AEDトレーナーを4台購入するとともに消防本部に寄贈、救急救命講習等で活用し、市民による救命率の向上を目指しております。また、平成18年6月より設置が義務付けられる住宅用火災警報器についても、広く市民に周知し、普及に努めるため独自でリーフレットを購入し配布を行っております。

また、毎年、秋の全国火災予防運動にあわせ実施されている、児童・生徒防火図画展に協賛しております。これは、児童・生徒とその家族が防火図画を作成する過程で火災予防について関心を深めてもらうことを目的としており、市内小中学生から応募した図画作品を選考し表彰を行うと共に、松原市長賞に輝いた作品を市内各所に掲示する防火ポスターのデザインとして採用するというものです。また、今年度にあっては、昨年、松原市制施行50周年記念防火クラブ大会式典が開催され、主催者として出席した石橋総太郎会長より子供の視点で力強い作品を描き、松原市火災予防協会会長賞に入賞した児童に対し祝福の言葉と表彰を贈りました。

この防火クラブ大会では、大阪市消防音楽隊による素晴らしい演奏をはじめ、松原ひかり幼稚園幼年消防クラブによる、可愛い防火演技を披露し、また、先の阪神淡路大震災でボランティアとして被災者を支える体験をされた、(株)シースカイの岡二郎氏を講師に招き、今後高い確率で発生するといわれる東南海・南海地震に対する備えの大切さを講演して頂き、会場に足を運ばれた多くの市民に防災意識の高揚を訴えかけた大会となりました。

都市との共存 — 正確 安全 確実 — 危険物設備なら信頼の技研。

危険物タンクの漏洩検査
(平成18年4月1日法改正対応)

- 危険物設備の設計・施工
- 発電設備(非常用)燃料タンクの製造・販売
- 危険物タンクまわりの付属機器の販売

危険物設備の安全をトータルにリードする

株式会社 技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル TEL.06-6358-9467(代表)

ヤマト油設株式会社

〒592-8352 堺市紫港浜寺西町7-2 TEL.072-269-2345

GIKEN

平成18年度 危険物取扱者試験 受験準備講習会予定表

第1回

種別	講習日	時間	会場	最寄駅	
乙種4類	1コース	4月10日(月), 4月11日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館	地下鉄 本町駅17号出口よりすぐ
	2コース	4月12日(水), 4月13日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	3コース	4月13日(木), 4月14日(金)	10時～16時30分	東大阪市民会館	近鉄奈良線 永和駅よりすぐ
	土日Aコース	4月8日(土), 4月9日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	地下鉄 大阪港駅4号出口より4分
	土日Bコース	4月15日(土), 4月16日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	〃
	丙種	4月14日(金)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	地下鉄 四ツ橋駅2号出口よりすぐ

第2回

種別	講習日	時間	会場	最寄駅	
乙種4類	甲種	5月29日(月), 6月7日(水), 6月9日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館	地下鉄 本町駅17号出口よりすぐ
	1コース	5月15日(月), 5月16日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	2コース	6月5日(月), 6月6日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	3コース	5月16日(水), 5月17日(木)	10時～16時30分	堺市民会館	南海高野線 堺東駅より8分
	4コース	5月25日(水), 5月26日(金)	10時～16時30分	テクスピア大阪	南海本線 泉大津駅より3分
	5コース	5月22日(月), 5月23日(火)	10時～16時30分	茨木市福祉文化会館	JR・阪急 茨木駅より15分
	6コース	5月18日(水), 5月19日(金)	10時～16時30分	守口市民会館	地下鉄 守口駅より5分
	土日Aコース	5月27日(土), 5月28日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	地下鉄 大阪港駅4号出口より4分
	土日Bコース	6月3日(土), 6月4日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	〃
丙種	6月9日(金)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	地下鉄 四ツ橋駅2号出口よりすぐ	

第3回

種別	講習日	時間	会場	最寄駅	
乙種4類	甲種	9月11日(月), 9月20日(水), 9月22日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館	地下鉄 本町駅17号出口よりすぐ
	1コース	9月13日(水), 9月14日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	2コース	9月19日(水), 9月20日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	3コース	9月21日(金), 9月22日(土)	10時～16時30分	堺市民会館	南海高野線 堺東駅より8分
	4コース	9月14日(水), 9月15日(木)	10時～16時30分	メセナひらかた	京阪 枚方市駅より4分
	5コース	9月7日(水), 9月8日(金)	10時～16時30分	高槻市消防本部	JR・阪急 高槻駅より10分
	土日Aコース	9月9日(土), 9月10日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	地下鉄 大阪港駅4号出口より4分
	土日Bコース	9月23日(土), 9月24日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	〃
丙種	9月25日(月)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	地下鉄 四ツ橋駅2号出口よりすぐ	

第4回

種別	講習日	時間	会場	最寄駅	
乙種4類	甲種	11月13日(月), 11月21日(水), 11月22日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館	地下鉄 本町駅17号出口よりすぐ
	1コース	11月9日(水), 11月10日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	2コース	11月20日(月), 11月21日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	3コース	11月15日(水), 11月16日(木)	10時～16時30分	堺市民会館	南海高野線 堺東駅より8分
	4コース	11月16日(水), 11月17日(金)	10時～16時30分	泉佐野市消防本部	JR・南海 りんくうタウン駅より8分
	5コース	11月13日(月), 11月14日(火)	10時～16時30分	ノバティながの南館	近鉄・南海 河内長野駅よりすぐ
	6コース	11月8日(水), 11月9日(木)	10時～16時30分	茨木市福祉文化会館	JR・阪急 茨木駅より15分
	土日Aコース	11月18日(土), 11月19日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	地下鉄 大阪港駅4号出口より4分
土日Bコース	11月25日(土), 11月26日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	〃	
丙種	11月27日(月)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	地下鉄 四ツ橋駅2号出口よりすぐ	

第5回

種別	講習日	時間	会場	最寄駅	
乙種4類	甲種	1月24日(水), 1月26日(金), 1月29日(月)	9時30分～16時	大阪府商工会館	地下鉄 本町駅17号出口よりすぐ
	1コース	1月23日(火), 1月24日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	2コース	2月1日(水), 2月2日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館	〃
	3コース	1月25日(水), 1月26日(金)	10時～16時30分	サンスクエア堺	JR 阪和線 堺市駅より5分
	4コース	1月29日(月), 1月30日(火)	10時～16時30分	吹田メイシアター	阪急千里線 吹田駅より2分
	土日Aコース	1月27日(土), 1月28日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	地下鉄 大阪港駅4号出口より4分
	土日Bコース	2月3日(土), 2月4日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O	〃
丙種	2月5日(月)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	地下鉄 四ツ橋駅2号出口よりすぐ	